

○三豊市脱炭素経営事業者認定制度実施要綱

令和7年4月1日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市（以下「市」という。）の区域内の中小企業者（以下「中小企業者」という。）が意欲的に取り組む脱炭素経営を認定し、支援及び周知をすることにより、中小企業者の脱炭素経営の促進を図る三豊市脱炭素経営事業者認定制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 脱炭素経営 気候の変動への対策（二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出に係る対策を含む。）の視点をもった企業の経営をいう。

(脱炭素経営事業者)

第3条 脱炭素経営事業者は、脱炭素経営を促進し、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本社又は事業所を市の区域内に有する中小企業者であること。
- (2) 市税等（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (3) 自社の前年度の二酸化炭素排出量を二酸化炭素排出状況（毎月入力用）（様式第1号）により算定し、二酸化炭素排出量の目標（様式第2号）を用いて2030年までの二酸化炭素排出量削減目標を設定するとともに、その達成に向けた具体的な計画を策定していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又はこれらと密接な関係を有する中小企業者でないこと。

(認定申請)

第4条 前条の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、脱炭素経営事業者認定申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 二酸化炭素排出状況（毎月入力用）
- (2) 二酸化炭素排出量の目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他必要な書類
（認定証の交付及び公表）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合で、認定の可否について審査し、当該申請者が第3条に規定する要件を満たすと認めたときは、当該申請者に対して、脱炭素経営事業者認定証を交付するものとする。

2 市長は、脱炭素経営事業者として認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）を市ホームページ等において公表するものとする。

3 認定事業者は、前項の規定による公表について、脱炭素経営事業者認定申請を行った時点で、これに同意したものとみなす。

4 認定事業者は、自らのウェブサイト等で取組内容の公表に努めるものとする。
（認定内容の変更）

第6条 認定事業者は、第4条の規定による申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに脱炭素経営事業者認定内容変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定の辞退）

第7条 認定事業者は、認定を辞退しようとするときは、脱炭素経営事業者認定辞退届書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により認定を受けたと認める場合
- (2) 法令に違反する事態が発生した場合
- (3) 電話、電子メール、手紙等による連絡を取ることができなくなり、1年を超えた場合
- (4) その他認定事業者として適当でないと認める場合

2 市長は、前項の規定により認定を取り消す場合は、脱炭素経営事業者認定取消通知書（様式第6号）により認定事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 認定事業者は、脱炭素経営取組実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、翌年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、提出期日が休日の場合は、翌開庁日とする。

- (1) 二酸化炭素排出状況（毎月入力用）
- (2) 二酸化炭素排出量の目標
- (3) 二酸化炭素排出状況（様式第8号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他必要な書類

2 前項の実績報告の作成期間は、認定を受けた年度から令和12年度までとする。
（認定事業者の表彰）

第10条 市長は、認定事業者が脱炭素経営事業者認定申請書に掲げた二酸化炭素排出量削減目標を達成していることを脱炭素経営取組実績報告書及び添付書類により確認できた場合は、当該認定事業者を表彰するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。